

東社協 福祉施設経営相談室だより 50平成18年6月1日

TEL03-3268-7170 FAX03-3268-0635

Eメール [keiei-soudan@tcs.w.tvac.or.jp](mailto:keiei-soudan@tcs.w.tvac.or.jp)

## 社会福祉法人 響会が課税処分取消を求め、東京都を相手に本訴

相談室だより 40、41で既報のとおり、固定資産税等の課税問題が生じている中、大田都税事務所から268万円余の固定資産税賦課処分を受けた社会福祉法人響（ひびき）会は、同処分に係る東京都知事あて不服審査請求を行っていましたが、裁決（却下及び棄却）を不服として、平成18年5月29日、東京都を被告として賦課処分の取消を求めて提訴しました。

【賦課処分の内容：非課税物件は「施設等の運営上直接必要な土地・家屋及び償却資産」に限るとし、職員専用部分はこれに該当しないとして課税したものである。】

提訴の主な主張

特養においては、利用者が人間らしく生活するために、多岐にわたる福祉サービスを職員が提供しており、職員の活動がなければ施設は全く機能しない。すなわち、特養はその機能上「人的・物的総合体」であり人的設備と物的設備が一体となって福祉サービスを提供するものであって、両者を切り離して考えることはできないのである。これを分離して賦課することは納得できない。

平成11年11月16日付主資計第249号主税局長通達は地方税法及び同施行令の解釈を誤ったものであり、本件賦課処分そのものが違法な処分である。

（理由）地方税法では非課税要件として宗教法人については「宗教法人が専らその用に供する・・境内建物及び境内地」とし、学校法人については「学校法人がその設置する学校において直接保育又は教育の用に供する固定資産」としているのに対し、社会福祉法人に関しては「老人福祉施設の用に供する固定資産」と定めるのみで「専ら」「直接」といった文言を一切使っていない。それは「特養の用に供する固定資産」を広く非課税とする趣旨と解される。

特別養護老人ホーム地下1階の食堂、男女更衣室、シャワー室、トイレ（以下、「職員用諸設備」という。）が職員専用であることを理由に非課税物件に該当しないと判断することは明らかに誤りである。

職員用諸設備は職員が福祉サービスを適切かつ円滑に遂行するためあるいは施設衛生管理及び感染症対策のため、さらには利用者に対する安全配慮義務の上からもいずれも必要不可欠であり、地方税法を目的的に解釈すれば特養たる本件施設の用に供するものであり、非課税物件に該当することは明らかである。

職員用諸設備は、勤務外で自己の生活のために使用する職員宿舎のような福利厚生施設とは明確に区別されるものである。

職員用諸設備を含めた土地及び建物全体に対し被告は補助金を支出しており、それは公益上の必要性を認めた証左であり、処分庁が職員用諸設備を「特養の用に供する固定資産」に当たらないと判断したことは、補助金支出に関する被告の判断とは矛盾するものであり、処分庁の判断は誤りである。

（1/1）

訴状全19頁は、東社協H・P（初期画面 事業案内 経営相談事業）に掲載していますので、是非ご覧下さい。本課税問題は特養のみではなく、社会福祉事業全体に係る重大な看過しがたい事案であります。なお、本相談室だよりは響会の承諾を得て発行しています。